

# 山梨県公報

号外第六十七号

平成二十四年

十二月四日

火 曜 日

## 目 次

山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(財政課)

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に鑑み、次の手数料を設けることとした。
  - (一) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 三万円円等
  - (二) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (一)の手数料の二分の一に相当する金額等
- 2 この条例は、公布の日の翌日から施行することとした。

## 条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第五十四号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の百八十の項中「以下」を「以下この項において」に改め、同表の百八十一の項中「共同住宅等」の下に「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)」を加え、「前項イ」を「百八十の項のイ」に、「前項ロ」を「百八十の項のロ」に改め、同表に次のように加える。

百八十四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)	低炭素建築物新築等計画認定申請	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
--------------------------------------	-----------------	----------------------

第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

請手数料

定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額(建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、同条例別表第三床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額に百分の百五を乗じて得た額から百五十円を減じた額を加えた額)を加えた額)イ 申請に併せて適合証(別に知事が指定する者が作成した、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。ロに

おいて同じ。)を提出する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 住戸のみに係る申請をする場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 申請に係る住戸の数が一戸である場合(一戸建ての住宅に係る申請をする場合を含む。口(1)(一)において同じ。)

(二) 申請に係る住戸の数が一戸を超え五戸以内である場合 八千六百円

(三) 申請に係る住戸の数が五戸を超え十戸以内である場合 一万四千円

(四) 申請に係る住戸の数が十戸を超え二十五戸以内である場合

(五) 申請に係る住戸の数が二十五戸を超え五十戸以内である場合 四万千円

(六) 申請に係る住戸の数が五十戸を超え百戸以内である場合 七万三千円

(七) 申請に係る住戸の数が百戸を超え二百戸以内である場合 十一万七千円

(八) 申請に係る住戸の数が二百戸を超え三百戸以内である場合 十四万七千円

(九) 申請に係る住戸の数が三百戸を超える場合 十五万七千円

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(一) 住戸の部分  
(1)に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ(1)に定める金額と同一の金額

(二) 共用部分(共同住宅の用途に供する部分のうち住戸の部分以外の部分をいつ以下この項において同じ。)

共用部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 当該床面積が三百平方メートル以内である場合 八千六百円

(ロ) 当該床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 二万四千円

(ハ) 当該床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 七万三千円

(二) 当該床面積が五千平方メートルを超え

一万平方メートル以内である場合 十一万七千円

(ホ) 当該床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内である場合 十四万七千円

(ハ) 当該床面積が二万五千平方メートルを超える場合 十八万四千円

(三) 住戸の部分及び共用部分以外の部分をいい、(四)に規定する工場等の部分を除く。以下この(三)及び(二)において同じ。

非住宅の部分の床面積の(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(二)に定める金額と同一の金額

(四) 工場等の部分  
 (都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない部分をいう。以下この(四)及び(五)において同じ。) 工場等の部分の床面積の(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(二)に定める金額と同一の金額

□ 申請に併せて適合証を提出しない場合  
 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 住戸のみに係る申請をする場合  
 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (一) 申請に係る住戸の数が一戸である場合 三万円
- (二) 申請に係る住戸の数が一戸を超え五戸以内である場合 六万三千元
- (三) 申請に係る住戸の数が五戸を超え十戸以内である場合 八万九千元
- (四) 申請に係る住戸の数が十戸を超え二十五戸以内である場合 十二万五千元
- (五) 申請に係る住戸の数が二十五戸を超え五十戸以内である場合 十八万円
- (六) 申請に係る住戸の数が五十戸を超え百戸以内である場合 二十五万八千元
- (七) 申請に係る住戸の数が百戸を超え二百戸以内である場合 三十五万円

(八) 申請に係る住戸の数が二百戸を超え三百戸以内である場合

四十五万九千円

(九) 申請に係る住戸の数が三百戸を超える場合

五十三万九千円

(2)

(1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(一) 住戸の部分

(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)に定める金額と同一の金額

(二) 共用部分 共用部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 当該床面積が二百平方メートル以内である場合 十

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以内である場合 十

万円

メートルを超え二千平方メートル以内である場合 十六

万五千円

(八) 当該床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 二十

万八千円

(二)

当該床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合 三十

万円

(ホ)

当該床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内である場合 三十九万六千

円

(ハ)

当該床面積が二万五千平方メートルを超える場合 四十六万千円

(三) 非住宅の部分

の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合する措置が講じられる場合に限る。）  
 十二万千円

(ロ) 当該床面積が三百平方メートル以内である場合（イ）に掲げる場合を除く。）  
 二十万九千円

(ハ) 当該床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 三十万八千円

(ニ) 当該床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 四十八万三千円

(ホ) 当該床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合 五十九万五千円

(ヘ) 当該床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内である場合 七十四万四千円

(ト) 当該床面積が二万五千平方メートルを超える場合 八十万三千円

(四) 工場等の部分

工場等の部分の床面積の(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(二)に定める金額と同一の金額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第一第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額(建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、同条例別表第三床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額に百分の百五を乗じて得た額から百五十円を減じた額を加えた額)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

百八十五 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

を加えた額)  
イ 申請に併せて適合証(別に知事が指定する者が作成した、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。口において同じ。)を提出する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 住戸のみに係る申請をする場合  
百八十四の項のイ(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十四の項のイ(1)に定める金額の二分の一に相当する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(一) 住戸の部分  
百八十四の項の

イ(2)に掲げる  
 場合の区分に  
 応じ、それぞれ  
 百八十四の項  
 のイ(2)に定  
 める金額の二  
 分の一に相当  
 する金額

(二) 共用部分(共  
 同住宅の用途に  
 供する部分の  
 うち住戸の部分  
 以外の部分)を  
 いう。以下この  
 項において同じ。  
 )

次に掲げる部  
 分の区分に応じ、  
 それぞれ次に定  
 める金額の合計  
 額

(イ) 既に認定都  
 市の低炭素化  
 の促進に關す  
 る法律第五十  
 四条第一項の  
 規定による認  
 定をいう。以  
 下この項にお  
 いて同じ。 )  
 を受けた部分  
 当該部分の  
 床面積の百八  
 十四の項のイ  
 (2)に掲げる  
 場合の区分に

応じ、それぞ  
 れ百八十四の  
 項のイ(2)(二)  
 に定める金額の  
 二分の一に相  
 当する金額

(ロ) 床面積が増  
 加する部分  
 当該部分の床  
 面積の百八十  
 四の項のイ(2)  
 (二)に掲げる場  
 合の区分に応  
 じ、それぞれ  
 百八十四の項  
 のイ(2)(二)に定  
 める金額と同  
 一の金額

(三) 非住宅の部分  
 (住戸の部分及  
 び共用部分以  
 外の部分をい  
 い、(四)に規定する工  
 場等の部分を  
 除く。 )  
 (2)(三)にお  
 いて同じ。 )  
 次に掲げる部  
 分の区分に応じ、  
 それぞれ次に定  
 める金額の合計  
 額

(イ) 既に認定を  
 受けた部分  
 当該部分の床



面積の百八十四の項のイ(二)(三)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十四の項のイ(二)(三)に定める金額の二分の一に相当する金額

(口) 床面積が増加する部分  
当該部分の床面積の百八十四の項のイ(二)(三)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十四の項のイ(二)(三)に定める金額と同額の金額

(四) 工場等の部分  
(都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する

口 申請に併せて適合

基準が適用されない部分をいつ(二)(四)において(口)において同じ。)次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(イ) 既に認定を受けた部分  
当該部分の床面積の百八十四の項のイ(二)(四)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十四の項のイ(二)(四)に定める金額の二分の一に相当する金額

(口) 床面積が増加する部分  
当該部分の床面積の百八十四の項のイ(二)(四)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十四の項のイ(二)(四)に定める金額と同額の金額

証を提出しない場合  
次に掲げる場合の  
区分に応じ、それぞ  
れ次に定める金額  
(1) 住戸のみに係る  
申請をする場合  
百八十四の項の口  
(1)に掲げる場合の  
区分に応じ、それ  
ぞれ百八十四の項  
の口(1)に定める金  
額の二分の一に相  
当する金額  
(2) (1)に掲げる場合  
以外の場合 次に  
掲げる建築物の部  
分の区分に応じ、  
それぞれ次に定め  
る金額の合計額  
(一) 住戸の部分  
百八十四の項の  
口(2)に掲げる  
場合の区分に応  
じ、それぞれ百  
八十四の項の口  
(2)に定める金  
額の二分の一に  
相当する金額  
(二) 共用部分 次  
に掲げる部分の  
区分に応じ、そ  
れぞれ次に定め  
る金額の合計額  
(イ) 既に認定を

受けた部分  
当該部分の床  
面積の百八十  
四の項の口(2)  
(二)に掲げる場  
合の区分に応  
じ、それぞれ  
百八十四の項  
の口(2)に定  
める金額の二  
分の一に相当  
する金額  
(ロ) 床面積が増  
加する部分  
当該部分の床  
面積の百八十  
四の項の口(2)  
(二)に掲げる場  
合の区分に応  
じ、それぞれ  
百八十四の項  
の口(2)に定  
める金額と同  
一の金額  
(三) 非住宅の部分  
次に掲げる部  
分の区分に応じ、  
それぞれ次に定  
める金額の合計  
額  
(イ) 既に認定を  
受けた部分  
当該部分の床  
面積の百八十

(四) 一の金額  
工場等の部分次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれに定める金額の合計額

(イ) 既に認定を受けた部分  
当該部分の床面積の百八十四の項の口(2)(四)に掲げる場合の区分に応

(ロ) 床面積が増加する部分  
当該部分の床面積の百八十四の項の口(2)(三)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額の二分の一に相当する金額

(ニ) 四の項の口(2)(三)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額の二分の一に相当する金額

**附 則**  
この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(ロ) 床面積が増加する部分  
当該部分の床面積の百八十四の項の口(2)(四)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額の二分の一に相当する金額

(ニ) 一の金額

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番